

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)

作成日 2021/2/24

最終更新日 2021/2/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月24日
国立大学法人名		国立大学法人鳥取大学
法人の長の氏名		中島廣光
問い合わせ先		総務企画部総務企画課(0857-31-6041/ma-seisaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp)
URL		https://www.tottori-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>2020年11月17日開催の令和2年度第3回経営協議会において、本学におけるガバナンス・コードに対する対応状況の説明を行うとともに、会議終了後、全ての原則等への本学の適合状況について、書面によって経営協議会委員に意見照会を行いました。</p> <p>2021年1月25日開催の令和2年度第4回経営協議会において、各委員からの意見等を踏まえて修正した本学の適合状況を審議し、各委員からの意見を反映させた本報告書案を作成し、各委員の確認を得た上で、本報告書を公表しています。</p> <p>なお、適合の状況であっても、多様な関係者の意見を聴く仕組み（原則1-1）、経営力強化、経営人材育成に係る責任体制の明確化（補充原則1-4②）、より実効性のあるステークホルダーへの情報共有（原則2-1-1、補充原則2-1-2③）等については、さらなる改善・工夫が課題であるとの意見があり、今後の法人運営において反映していくこととしています。</p>
監事による確認		<p>監事は、2020年10月以降、学内諸会議等における検討過程において、ガバナンス・コードの全ての原則等への本学の適合状況を確認しました。また、上記の経営協議会に出席し、同様の確認を行いました。</p> <p>監事による意見は以下のとおりであり、本意見は学長等の執行部に報告され、今後の法人運営において反映していくこととしています。</p> <p>【監事からの意見】</p> <p>[確認の方法]</p> <p>○国立大学法人ガバナンス・コードの各原則について、本学の適合状況に関する説明を受け、その内容を確認した。また、本適合状況および公表内容については、経営協議会や学内諸会議での審議を経るなど、適切な方法により確認が行われていることを確認した。</p> <p>[総評]</p> <p>○国立大学法人ガバナンス・コードの各原則について、本報告書はその実施状況を適切に開示しているものと認めます。</p> <p>○「鳥取大学における経営人材育成方針」など今後その具体的運用が実施されるものについては、その趣旨を踏まえた取り組みとなるよう望みます。</p> <p>○今後においても本学の多様なステークホルダーとの対話を通じて、より良いガバナンス体制に向け、継続的な取り組みを期待します。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学は、実学を重視して、人類が蓄積してきた知識を駆使し、地域社会が直面する課題に果敢に挑み、人々の生活の向上と産業の育成を通して地域に貢献してきました。同時に、問題の解決を探求する中から人類に有用な普遍的知識を見出して世界に発信し、平和な社会の建設と人材の育成や学術の進歩に寄与してきました。</p> <p>このように実学を中心に地域とともに歩んで世界へ展開してきた伝統や、本学が果たすべき社会的役割(ミッション)を踏まえ、2016年度から始まる第3期中期目標・中期計画の策定に先立ち、大学としての行動規範、基本理念「知と実践の融合」、鳥取大学の目標「1.社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成」「2.地球規模及び社会的課題の解決に向けた先端的研究の推進」「3.国際・地域社会への貢献及び地域との融合」等からなる長期的なビジョンとして「鳥取大学憲章」を策定しました。また、ビジョンを実現するための目標として教育、研究、社会貢献それぞれの3つの「グランドデザイン」を策定しています。</p> <p>ビジョンや目標を達成するための具体的戦略としては、各中期目標期間における「中期目標・中期計画」及び「第3期中期目標期間における3つの戦略」を、これらを実現するための道筋としては「年度計画」等を策定し、公表しています。</p> <p>■鳥取大学憲章 https://www.tottori-u.ac.jp/4799.htm</p> <p>■鳥取大学グランドデザイン https://www.tottori-u.ac.jp/4800.htm</p> <p>■中期目標・中期計画・年度計画 https://www.tottori-u.ac.jp/2793.htm</p> <p>■第3期中期目標期間における3つの戦略 https://www.tottori-u.ac.jp/2793.htm</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しています。</p> <p>具体的には、法人評価(文部科学省国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画に係る実績評価)に向けた学内での自己点検・評価、大学機関別認証評価(文部科学省の承認を受けた者(認証評価機関)により7年に1回受審する第三者評価)に向けた自己点検・評価、その他にも「第3期中期目標期間における3つの戦略」の進捗状況ヒアリング等を実施することによって、進捗状況を検証し、改善に反映させています。</p> <p>■自己点検・評価報告書 https://www.tottori-u.ac.jp/2796.htm</p> <p>上記URLページの「■国立大学法人評価に係る自己点検・評価▼」 - 「業務実績報告書【概要版】及び中期計画に係る進捗状況」欄に公表しているように、全学参加の常置委員会である評価委員会において各年度の進捗状況を検証するとともに、実施が十分でない事項の今後の対応策を検討し、次年度以降の年度計画策定等に反映させています。</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学は、国立大学法人法等の法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。</p> <p>具体的には、「鳥取大学の管理運営に関する規則」において役員（学長、理事、監事）、職員組織、会議等について規定しています。</p> <p>なお、国立大学法人法に基づき、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、及び教学（教育研究）に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置し、それぞれ「鳥取大学経営協議会規則」、「鳥取大学教育研究評議会規則」において審議事項を定め、公表しています。</p> <p>また、「鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程」において、経営及び教学に係る、理事及び副学長の業務分担を明確にし、公表しています。</p> <p>■鳥取大学の管理運営に関する規則 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000274.html</p> <p>■鳥取大学経営協議会規則 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000276.html</p> <p>■鳥取大学教育研究評議会規則 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000277.html</p> <p>■鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000522.html</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学は、多様な個性・価値観、ワークライフバランスを尊重するキャンパスづくりを推進するため、ダイバーシティキャンパス推進室を設置しているほか、女性活躍推進法及び次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しています。さらに、ファーストジョブ支援室を設置して、障害者が安心して働くことのできる学内環境を整備するとともに、障害者の自立支援及び雇用促進を行っています。</p> <p>教員の人事に関しては、年齢、性別、人種、国籍にかかわらず、広く教育及び研究に優れた者を求めることや、教員の配置計画等について全学的な観点から審議するための教員配置検討委員会を置くことなどを定めた教員に係る総合的な人事方針（「鳥取大学教員選考に関する基本方針」）を定め、公表しています。</p> <p>事務系職員の人事については、国立大学法人等職員採用試験のほか、選考採用試験を実施し、多様な経験を有する人材の確保に努めています。また、採用方針、異動方針を明確にし、キャリアパス及び研修体系等を明示した総合的な人事方針に基づき、中長期的な職員育成、組織的基盤の充実強化を図っています。</p> <p>■鳥取大学教員選考に関する基本方針 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000307.html</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学は、自らのミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案して、その支出を賄える収入（運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入）の見通しを含め、各中期目標期間の6年間の単位で、中期的な財務計画を策定し、公表しています。</p> <p>■中期的な財務計画（第3期中期計画p10～p15） https://www.tottori-u.ac.jp/secure/7476/H28-33chuukikeikakuR2R.pdf.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学は、財務諸表、決算報告書のほか、法人の基本情報、財務諸表の概要、事業に関する説明等を網羅した毎年度の「事業報告書」を作成・公表するとともに、教育・研究・診療・社会貢献のトピックス、主な財務諸表の概要、財務指標等を一般向けにわかりやすく説明することを目的とした「財務レポート」を作成・公表するなどして、教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）を公表しています。</p> <p>■財務に関する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/4156.htm</p>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学では、運営から経営への転換を図るため、経営を担い得る人材を計画的に育成しています。令和3年1月には、今後更に、長期的な視点に立った育成を進めるため、「鳥取大学における経営人材育成方針」を策定しました。</p> <p><u>○鳥取大学における経営人材育成方針(令和3年1月26日役員会承認)</u></p> <p>1 国立大学法人鳥取大学（以下「本学」という。）は、学長、理事、副学長等として法人経営に必要な能力を備え、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材（以下「経営人材」という。）を、長期的な視点に立って確保するとともに、計画的に育成するものとする。</p> <p>2 本学の教職員のうち、将来の法人経営を担い得る適性を有する人材に、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせるなどして、長期的な視点に立って、次代を担う経営人材を育成するものとする。</p> <p>3 学長は、経営人材育成のため、理事及び部局長と連携して次に掲げる方策を講ずるものとする。</p> <p>（1）学長特別補佐への積極的登用、大学運営に関する企画立案を行う学長室への配置、学長、理事、副学長等が出席する会議体への参画機会の付与等により、法人経営に必要な経験を積ませるものとする。</p> <p>（2）一般社団法人国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的に参加させるなどして、法人経営に必要な能力を開発するものとする。</p> <p>（3）部局においては、部局運営を担う各種委員会に参画させるなどして、法人経営に必要な経験を積ませるものとする。</p> <p>（4）事務系職員が教員と対等な立場で「教職協働」により法人経営に参画できる環境を整備するとともに、人事異動、人事交流、人事評価、OJT、階層別・専門分野別に体系化された研修等を通じて事務系職員個々の能力向上を図り、本学の経営に貢献できる人材を育成するものとする。</p> <p>（5）上記に限らず、経営人材の育成に資する方策を不断に検討し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 本方針は、学内外に公表するとともに、その実現をフォローアップするものとする。</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>本学では、法人の長である学長が理事及び副学長の業務分担を決定し、「鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程」において具体的に明確にし、公表しています。</p> <p>■鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000522.html</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>本学の役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行っています。</p> <p>なお、審議事項は「鳥取大学役員会規則(第3条)」において規定しており、これら事項の審議結果を議事要旨として記録し、公表しています。</p> <p>■役員会議事要旨 https://www.tottori-u.ac.jp/4949.htm</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本学では、以下のような観点から外部の経験を有する人材を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人経営を担う理事については、外部での豊かな経験を有する人材を登用することによって、大学の意思決定プロセスに多様な意見を取り入れられるようにし、それぞれの経験に基づく多様な知見を大学経営に活用しています。なお、現在は、自治体幹部経験者、他の国立大学経験者の2名を学外理事として登用しており、略歴、担当とともに公表しています。 ・教員については、「鳥取大学教員選考に関する基本方針」において「他大学出身者、女性教員、大学外社会人及び外国人の採用等の促進を図ること」を明記し、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保し、多様な人材を求めることによって経営層候補者の確保に努めています。 ・その他、法人経営を支える全学的組織の高い専門性を要する職に、学外の経験、知見を有する人材を広く学外から発掘し、現在、研究支援部門、情報基盤支援部門、アドミッション部門等において、高い専門性を有する学外者を登用しています。 <p>■鳥取大学教員選考に関する基本方針 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000307.html</p> <p>■学外理事の登用状況(役職員の経歴) https://www.tottori-u.ac.jp/1346.htm</p>

<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>本学は、以下のように選考方針を策定・公表しています。</p> <p><u>○鳥取大学経営協議会学外委員の選考方針</u></p> <p>鳥取大学では、教育研究等の業務の成果を最大化するとともに、特色や強みを伸長する戦略的な法人経営を実現するため、経営協議会学外委員の選考にあたっては、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、下記の観点により選考し、本学に期待する様々な意見や有益な助言等を求め、法人経営に活かすこととする。</p> <p>1 学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の基本理念「知と実践の融合」に沿った意見等を求めることができる者</p> <p>2 経済、医療、文化、行政及び教育等の多様な分野における経験と実績を有する者</p> <p>-----</p> <p>また、学外委員にその役割を十分に果たして頂くために以下のとおり運営方法の工夫を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の経営に関する重要な事項の審議にあたっては、学外委員各々の高度な知見及び幅広い経験に基づく意見をいただいています。 ・審議事項以外にも、本学の運営上の課題等についてご意見をいただき、大学運営に活用することにより、その改善を図ることを目的とした「討議」を行っています。 ・大学の諸活動や現状への理解を深めていただけるよう、議題とは別に諸活動の報告を行うとともに、日頃より広報物の送付等を行っています。 ・事前に会議資料を送付し、必要な説明や質問に対応するなど事前のコミュニケーションを十分に図り、それぞれの専門的な立場からの的を射た活発な意見の交換が出来る会議運営に取り組んでいます。 <p>■学外委員の選考方針及び運営</p> <p>https://www.tottori-u.ac.jp/2370.htm</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>鳥取大学学長選考会議は、法人の長（学長）の選考にあたって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長（学長）に必要とされる資質・能力に関する基準を定めています。当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、選考候補者の所信及び意向調査の結果等を総合的に勘案し、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っています。</p> <p>また、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。</p> <p>■基準・選考結果、選考過程及び選考理由</p> <p>https://www.tottori-u.ac.jp/4948.htm</p>

<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本学は、学長選考会議の議を経て、任期（4年）および1回限りの再任（2年）が可能である旨を「鳥取大学の管理運営に関する規則(第4条)」において規定しています。また、任期は学長選考基準に含まれ、選考の都度、適切に検討することとしています。</p> <p>■鳥取大学の管理運営に関する規則 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000274.html</p> <p>■鳥取大学長候補者選考基準（平成30年5月31日）（IV、V） https://www.tottori-u.ac.jp/4948.htm</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>本学における法人の長（学長）の解任の審査請求は、「鳥取大学長選考等規則」第9条に規定する学長選考に係る意向投票資格者の3分の1以上の者の連署により、経営協議会又は教育研究評議会に対して行うことができるほか、学長選考会議委員の3分の1以上の署名連署及び押印により学長解任の発議をすることができることとしており、具体的な手続きについては「鳥取大学長選考等規則実施細則(第22条～26条)」において規定しています。</p> <p>■鳥取大学長選考等規則実施細則 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000303.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>鳥取大学学長選考会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（当該学長の任期の最終年度の前年度）を行うこととしています。また、学長選考会議は評価に際して「鳥取大学長職務評価実施要項」を策定しており、評価結果を学長に通知するとともに、本学公式ホームページ上で職員等に周知及び学外に公表することとしています。</p> <p>なお、現学長（任期：2019年4月1日～2023年3月31日）の当該評価は、2021年度に実施する予定です。</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学においては、現時点では大学総括理事を置かないという判断を行っています。</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきであることを踏まえ、「鳥取大学内部統制規則」を定め、学長、理事・副学長、部局長の責任を明確にしています。また、学長、理事、副学長（監事は陪席）で構成する内部統制委員会を設置し、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しています。</p> <p>■内部統制システム運営体制 https://www.tottori-u.ac.jp/5836.htm</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保しており、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、大学概要（冊子）や、公式ホームページでの公表を通じ、分かりやすく公表しています。</p> <p>■国立大学法人鳥取大学公式ホームページ https://www.tottori-u.ac.jp/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、大学概要（冊子）や、公式ホームページでの公表を通じ、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しています。</p> <p>なお、公式ホームページのフロントページでは、「受験生の方へ」、「在学生の方へ」、「卒業生の方へ」、「企業の方へ」、「地域・一般の方へ」の区分を表示し、それぞれの対象者向けの情報をわかりやすく整理して公表しています。</p> <p>■国立大学法人鳥取大学 大学概要（冊子）、公式ホームページ（https://www.tottori-u.ac.jp/）等</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しています。</p> <p>■学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報</p> <p>【学生が大学で身に付けることができる能力】 鳥取大学学士課程教育に関する三つの基本方針 https://www.tottori-u.ac.jp/1865.htm 鳥取大学大学院課程教育に関する三つの基本方針 https://www.tottori-u.ac.jp/3935.htm （各学部・研究科においても公表(記載省略)）</p> <p>【学生の満足度】 学生生活実態調査 http://www.st-support.adm.tottori-u.ac.jp/research/index.html 「鳥取大学の教育力」アンケート調査結果報告書 https://www.tottori-u.ac.jp/4060.htm</p> <p>【学生の進路状況】 鳥取大学ホームページ「卒業生の就職等状況」 https://www.tottori-u.ac.jp/3457.htm</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/4904.htm</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/5414.htm</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/5044.htm</p>